

令和7年度第2回理事会 議 案 書



本書は原本と相違ないことを証明する

公益財団法人 とうべ市民福祉振興協会
会長 長 田 淳

公益財団法人とうべ市民福祉振興協会

第 1 号議案

評議員会の招集について

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第 194 条第 1 項及び「定款」第 19 条第 4 項の規定に基づき、決議の省略の方法により評議員会を招集する。

【評議員会議案】

(1) 監事の選任について

令和 7 年 5 月 14 日付で以下の監事が辞任することに伴い、後任の監事の選任を行う。

辞任する監事	後任の監事
瀬 尾 文 洋	松 山 康 二

【参 考】

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）

（評議員会の決議の省略）

第 194 条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

公益財団法人こうべ市民福祉振興協会定款

（決 議）

第 19 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。以下「一般法人法」という。）第 194 条第 1 項の要件を満たしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

公益財団法人 こうべ市民福祉振興協会
令和7年度 第2回理事会 議事録

理事会の決議があったものとみなされた日 令和7年5月12日

理事会の決議があったものとみなされた事項の提案者 代表理事(会長) 長 田 淳

議事録作成に係る職務を行った理事 代表理事(会長) 長 田 淳

理事総数 7名

監事総数 2名

(理事会の決議の目的である事項)

第1号議案 評議員会の招集について

令和7年5月9日、代表理事(会長)長田淳が、理事の全員及び監事の全員に対して、理事会の決議の目的である事項について、上記の内容の提案書を発し、当該提案につき令和7年5月12日までに理事の全員から書面により同意の意思表示を、監事全員から書面により異議がないとの意思表示を得たので、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第197条により準用された同法第96条(定款第34条第2項)に基づく理事会の決議の省略の方法により、当該提案を承認可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

以上のとおり、理事会への報告並びに決議があったとみなされた事項を明確にするため、本議事録を作成し、本事項を提案した理事及び議事録の作成に係る職務を行った理事は、次に記名押印する。

令和7年5月12日

代表理事(会長) 長 田



